

# 1. 特定建設作業一覧表（丹波市全域が規制対象地域）

## （1）騒音規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定建設作業一覧

特定建設作業の種類	騒音法	県条例	備 考
ア-ソーガと併用してくい打機を使用する作業	-		もんけん、圧入式くい打機を除く
くい打機又はくい抜機を使用する作業			もんけんを除く
くい打くい抜機を使用する作業		-	圧入式くい打くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業			
さく岩機を使用する作業			作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業を除く
空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)			電動機を使用するものを除く 原動機の定格出力が15kw未満のものを除く
コンクリートプラントを設けて行う作業			モルタル製造用を除く 混練容量が0.45m <sup>3</sup> 未満のものを除く
アスファルトプラントを設けて行う作業			混練容量が200kg未満のものを除く
バックホウを使用する作業	-		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が80kW以上のものに限る
トラクターショベルを使用する作業	-		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が70kW以上のものに限る
ブルドーザーを使用する作業	-		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が40kW以上のものに限る
ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業（騒音規制法対象となるもの以外）	-		工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	-		

## （2）振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定建設作業一覧

特定建設作業の種類	振動法	県条例	備 考
くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業			もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			
舗装版破碎機を使用する作業			作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業を除く
ブレーカーを使用する作業 (手持式のものを除く)			

法律（騒音規制法・振動規制法）と条例（環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例））が重複している場合は、法律（印）で提出して下さい。数字は、法律又は条例の作業の種類を示しています。

## 参考 特定建設作業一覧表

印...要届出、 印...届出不要

特定建設作業の種類	騒規法	振規法	県条例	備 考
<b>くい打機を使用する作業</b> 1 既製くい(矢板を含む) ア 打撃工法  イ 振動工法 ウ 圧入工法 エ プレボーリング工法等 2 現場打ちくい				ディーゼルハンマー、ドロップハンマー、油圧ハンマー、エアーハンマー等 (もんけんは除く) バイブロハンマー アースオーガ等を併用して打撃振動を加える場合 ベノト工法等
<b>くい抜機を使用する作業</b> 1 油圧式 2 衝撃力を利用した方法				油圧シリンダーを利用して引抜く工法 パイルエキストラクター等
<b>くい打くい抜機を使用する作業</b> 1 静的な力を利用 2 振動を利用した方法				圧入式 バイブロハンマー、ディーゼルハンマー等
<b>びょう打機を使用する作業</b> 1 リベッチングハンマー 2 その他				インパクトレンチによる高張力ボルト締め等
<b>さく岩機を使用する作業</b> 1 ブレーカー ア 手持式 イ その他 2 さく孔を主とするもの				空圧式、油圧式、エンジン式等 ショベルに取り付けた大型ブレーカー ジャクハンマー(シンカ、ハンドハンマー)、レッグドリル(レッグハンマー)、ストーパ、ドリフタ等 移動作業にあつては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る。
<b>空気圧縮機を使用する作業</b> 1 電動式 2 その他 ア 15kW未満 イ 15kW以上				さく岩機の動力として使用する作業は除く
<b>コンクリートプラントを設けて行う作業</b> 1 モルタル製造用 2 その他 ア 混練容量0.45m <sup>3</sup> 未満 イ 混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上				工事現場またはその付近に当該工事に関連して一時的に設置されるものに限る 不特定多数の工事のために設置されるプラントは、工場として別の届出が必要となる
<b>アスファルトプラントを設けて行う作業</b> 1 混練容量200kg未満 2 混練容量200kg以上				モルタル製造作業は除く

特定建設作業の種類	騒規法	振規法	県条例	備 考
<b>掘削機械を使用する作業</b>				
1 バックホウ 原動機の定格出力が 80 kW以上				一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
2 トラクターショベル 原動機の定格出力が 70 kW以上				一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
3 ブルドーザー 原動機の定格出力が 40 kW以上				一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
4 その他 ブルドーザー、パワー ショベル等の掘削機械 を使用する作業				工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む 木造住宅の解体や新築の建設作業で重機を使用する場合は本項目（県条例6番）に該当します。 軽量鉄骨・鉄筋コンクリートなどの解体の際には次項「建物の解体作業又は破壊作業」（県条例7番）になります。
<b>建物の解体作業又は破壊作業</b> コンクリート造、鉄骨造、 レンガ造の建物				破壊作業は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行うもの
<b>鋼球を使用して建築物その他 工作物を破壊する作業</b>				
<b>舗装版破碎機を使用する作業</b>				移動作業にあっては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る。 ドロップハンマー車

騒規法 騒音規制法 振規法 振動規制法 県条例 環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）